

関係機関の意見について

○地区別評価結果書（案）について関係機関から聴取した意見については以下のとおり。

「国営土地改良事業等事後評価実施要領」抜粋

第4 事後評価の実施

- 3 事後評価委員会は、関係団体の意見を聴いた上で、事後評価の結果を取りまとめるものとする。

関係団体	意見等
伊江土地改良区	地区別評価結果書（案）について、特に意見はありません。
伊江村	地区別評価結果書（案）について、特に意見はありません。
沖縄県	<p>伊江地区においては、安定的な農業用水の供給が可能となったことで、慢性的な農業用水不足の解消、かん水作業の効率化等による労働時間の節減が図られ、農業生産性の向上及び農業経営の安定に効果を発現しております。さらに、本事業を契機として、地産地消の取組拡大、農産加工品の開発、農業体験等を盛り込んだ民泊の推進など様々な分野に影響が波及しており、地域振興に大きく貢献しているところです。</p> <p>一方で、本地区は離島という地理的条件から、農作物の出荷・流通等の不利性を抱えているとともに、農業就業者の高齢化及び農業後継者不足が農業生産の維持・発展の大きな課題となっている状況にあります。</p> <p>県では、本地区の農業経営のより一層の安定を図るため、高収益作物の作付拡大、担い手の更なる育成・確保、効率的な水利用等について、引き続き議論を深めてまいります。</p> <p>つきましては、これらの取組が効果的に執り行えるよう、引き続きご協力よろしくお願い致します。</p>